

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 2 月 19 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当（電話 011 - 818 - 3413）
メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア 中央区下水道管路維持管理業務
- イ 北区下水道管路維持管理業務
- ウ 東区下水道管路維持管理業務
- エ 白石区下水道管路維持管理業務
- オ 厚別区下水道管路維持管理業務
- カ 豊平区下水道管路維持管理業務
- キ 清田区下水道管路維持管理業務
- ク 南区下水道管路維持管理業務
- ケ 西区下水道管路維持管理業務
- コ 手稲区下水道管路維持管理業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は、上記(1)に示す調達件名ごとに、別表 1 に示す入札対象業務（仮設工・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等を含む。）の金額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は、上記(1)に示す調達件名ごとに別表 2 - 1 から 2 - 10 に示す区分・工種ごとの単価（経費込み）によるものとし、その金額は、入札書に記載された金額に、当該区分・工種に係る係数を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

3 発注方法

この役務は、特定共同企業体による共同請負方式である。

4 入札参加資格

この入札に参加する者は、下記(1)及び(2)に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 構成員のすべてが下記 5 に掲げる特定共同企業体の構成員の条件を満たしていること。
- (2) 下記 6 に掲げる特定共同企業体の結成条件を満たしていること。

5 特定共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 本市の競争入札参加資格について、次のア・イの区分に応じて、それぞれに掲げる要件にいずれも該当する者であること。

ア 共同企業体の代表者

(ア) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」及び「廃棄物処理業」に登録されている者であること。

(イ) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている者であり、かつ、その等級区分が「A1」、「A2」又は「B」であること。

(ウ) 本店所在地が「市内」であること。

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

(ア) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」及び「廃棄物処理業」に登録されている者であること。

(イ) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている者であること。

(ウ) 本店所在地が「市内」であること。

- (4) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条の要件を満たす中小企業であること。
- (5) 北海道知事又は札幌市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項に規定する許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者であり、その事業の範囲に「汚泥」「廃プラスチック類」「木くず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」「がれき類」が含まれていること。ただし、上記 2(1)に示す調達件名のうち、「イ 北区下水道管路維持管理業務」にあつては北海道知事の許可に限る。

- (6) 次のいずれかの資格を有する者で、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを主任技術者として本業務に配置することができること。

ただし、共同企業体の代表者にあつては、当該主任技術者を専任で配置することとし、他の業務（工事を含む。）等との兼任は認めない。

ア 建設機械施工管理技士（建設機械施工技士を含む。1 級又は 2 級。ただし、2 級は第 1 種から第 6 種に限る。）。

イ 土木施工管理技士（1 級又は 2 級。ただし、2 級の種別は土木に限る。）。

ウ 技術士（上下水道部門（選択科目「下水道」）、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目「建設」）に限る。）。

エ 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士」。

オ 地方共同法人日本下水道事業団が実施する「下水道技術検定（第 1 種、第 2 種、若しくは第 3 種）」又は「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者。

- (7) 次のア・イの区分に応じて、それぞれに掲げる者を本業務に配置することができること。

ア 共同企業体の代表者

業務代理人として、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を現場に常駐させること。ただし、当該業務代理人は主任技術者と兼任することができるものとし、現場運営に支障がないと認められる場合には常駐義務の緩和措置（他の業務又は工事との兼任）を適用することができるものとする。

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

業務代理人を補完する業務代理人補として、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を業務代理人が常駐する現場以外の現場に常駐させること。ただし、当該業務代理人補は主任技術者と兼任することができるものとし、現場運営に支障がないと認められる場合には常駐義務の緩和措置（他の業務又は工事との兼任）を適用することができるものとする。

(8) 共同企業体の代表者は、次に掲げる車両をいずれも保有していること。（２年以上のリース契約を含む。）

ア 高圧洗浄車（４ｔクラス以上）

イ 汚泥吸引車（４ｔクラス以上）

※２年以上のリース契約は、入札参加資格の審査に係る書類の提出日（申請日）を含む２年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限る。

(9) 共同企業体の代表者は、次に掲げる履行実績及び施工実績があること。

ア 本市が発注した次のいずれかの業務について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成 20 年 4 月 1 日以降に業務が完了しているもの（共同企業体により履行した業務を含む。）であること。

(ア) 下水道管路維持管理業務

(イ) 下水道管路保全業務

(ウ) 大口径管テレビカメラを用いた調査業務

(エ) 下水道管内テレビカメラ調査業務

イ 札幌市工事等分類コード表に示す「73 下水道」の「23 管路（管更生・内面修繕）」に該当する工事について、元請としての施工実績があること。ただし、当該施工実績は、平成 20 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるもの（共同企業体により施工した工事を含む。）であること。

(10) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（同一特定共同企業体の構成員との間で、この関係を有する者を除く。）

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ロ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6 特定共同企業体の結成条件

入札に参加する者は、次の結成条件を満たした特定共同企業体でなければならない。

(1) 構成員の数が 2 社以上であること。

(2) 各構成員が、一の業務の入札において 2 以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(3) 経常共同企業体が共同企業体の構成員とならないこと。

(4) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。

(5) 各構成員の出資の割合が均等割の 10 分の 6 以上であること。

(6) 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するために中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

(7) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出期限

令和 6 年 3 月 4 日(月) 16 時 00 分（必着とする。）

(2) 開札日及び開札場所

令和 6 年 3 月 6 日(水)

札幌市下水道河川局庁舎 1 階入札室（住所は上記 1 に同じ）

(3) 開札時刻

ア 中央区下水道管路維持管理業務 10 時 20 分

イ 北区下水道管路維持管理業務 10 時 25 分

ウ 東区下水道管路維持管理業務 10 時 30 分

エ 白石区下水道管路維持管理業務 10 時 35 分

オ 厚別区下水道管路維持管理業務 10 時 40 分

カ 豊平区下水道管路維持管理業務 10 時 45 分

キ 清田区下水道管路維持管理業務 10 時 50 分

ク 南区下水道管路維持管理業務	10 時 55 分
ケ 西区下水道管路維持管理業務	11 時 00 分
コ 手稲区下水道管路維持管理業務	11 時 05 分

(4) 入札書の提出方法

送付又は持参により提出すること。

(5) 入札書の提出場所

上記 1（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎 3 階 事務室窓口で提出すること。）

(6) 入札保証金

免除する。

(7) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(2)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

（最低制限価格の設定：無）

(2) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年 6 月 15 日条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(3) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(2)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(2)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

9 契約締結

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額（各契約単価に予定数量を乗じて得た額を合算した金額）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

10 その他

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

- (2) 詳細は入札説明書による。